


開催・平成29年1月25日

所管部課		総務部 文書課		部長		広沢 光政		
件名		東大和市個人情報保護条例の一部を改正する条例について						
		区分	○	1 審議事項		2 報告事項		
関係事項	条例規則							
	部課機関	企画財政部企画課						
<p>1. 要 旨</p> <p>個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第65号）により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）が一部改正され、情報提供ネットワークシステムによる情報連携に関する規定が追加された。このことに伴い、本条例においても規定を整備する必要が生じたため、一部改正を行うものである。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <p>第34条の2第4号（情報提供等記録の定義）及び第34条の10（情報提供等記録を訂正した場合の通知先）において、情報提供ネットワークシステムによる情報連携に関する規定の追加に伴い、所要の文言を加える。</p> <p>第34条の11（保有特定個人情報の利用停止請求に関する特例）において引用する番号法の条ずれを改める。</p> <p>(2) 施行日</p> <p>平成29年5月30日（改正番号法施行と同日）</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>番号法との整合が図れ、特定個人情報を適正に取り扱うことができる。</p>								
<p>2. 経 過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>平成27年9月 個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第65号）公布</p> <p>平成29年1月 文書課において審査済み。</p>								
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>								
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>平成29年第1回東大和市議会定例会に議案として提出したい。</p>								
<p>5. 審議結果</p>								

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。